川崎市消防局安全運転管理に関する要綱

目次

- 第1章 総則(第1条~第6条)
- 第2章 安全運転管理(第7条~第9条)
- 第3章 事故の防止及び措置(第10条~第15条)
- 第4章 車両の運転 (第16条~第21条)
- 第5章 安全運転管理委員会(第22条~第28条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、川崎市消防局(以下「消防局」という。)が管理する車両(原動機付自転車を含む。)の安全運転の確保及び事故防止措置(以下「安全運転等」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

- 第2条 この要綱における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 所属 川崎市消防局の組織に関する規則(昭和38年消防局規則47号)第4条に規定する内部組織の課(隊を含む。以下同じ。)並びに川崎市消防本部及び消防署の設置等に関する条例(昭和38年川崎市条例第30号)第4条に規定する消防署をいう。
 - (2) 所属長 前号に規定する所属の長をいう。
 - (3) 車両 道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。)第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車で消防局が管理するものをいう。
 - (4)職員 消防局の消防事務に従事する全ての職員をいう。
 - (5)機関員 消防局長が別に定める機関勤務員審査に合格した者のうち、所

属長に車両の運転を命ぜられた者をいう。

なお、各機関員の区分については、別表1のとおりとする。

- (6) 運転者 公務のため車両(軽車両を除く)の運転を行う職員をいう。
- (7) 交通事故 道路交通法(昭和35年法律第105号)第67条第2項に 規定する車両等の交通による人の死傷若しくは物の損壊をいうほか、道路 外であっても車両等の交通により損害が発生したものをいう。

(統轄責任者)

- 第3条 消防局に統轄責任者を置き、消防局長をもって充てる。
- 2 統轄責任者は、車両の安全運転等を統轄するものとする。

(副統轄責任者)

- 第4条 消防局に副統轄責任者を置き、警防部長をもってこれに充てる。
- 2 副統轄責任者は、統轄責任者を補佐するものとする。

(所属長の責務)

- 第5条 所属長は、車両の安全運転等について、万全を期さなければならない。 (職員の責務)
- 第6条 職員は、交通事故の防止を図るため、相互に協力しなければならない。 第2章 安全運転管理

(安全運転管理者)

- 第7条 消防局及び消防署に、次の安全運転管理者を置く。
 - (1)消防局 警防部警防課長
 - (2)消防署 副署長
- 2 安全運転管理者は、次の各号に掲げる事項を行うものとする。
- (1) 災害出場、夜間、異常気象及び天災時等の安全運転の確保に必要な指示 又は措置に関すること。
- (2)機関員及び運転者(以下「機関員等」という。)の過労防止等健康状態 のチェック、安全運転の確保に必要な指示に関すること。
- (3) 運転開始、終了時刻、運転距離その他の運転状況の把握に関すること。

- (4)機関員等に対する技能、知識その他の安全運転の確保に必要な教育指導に関すること。
- (5)機関員等の運転免許証の有効期限及び区分等記載内容の確認に関すること。
- (6) その他安全運転等に必要な事項

(副安全運転管理者)

- 第8条 消防局及び消防署に、次の副安全管理者を置く。
 - (1)消防局 警防部警防課警防係長
 - (2) 消防署 担当課長 (警防統括担当)
- 2 副安全運転管理者は、安全運転管理者を補佐し、安全運転管理者が不在の 場合は、その職務を代理するものとする。

(安全運転管理員)

- 第9条 所属に、次の安全運転管理員を置く。
 - (1)消防局 庶務担当係長
 - (2)消防署 警防第1課及び警防第2課の警防係長、救急係長及び出張所長 (代理者を含む。)
- 2 安全運転管理員は、安全運転管理者の指示を受け、次の各号に掲げる事項 を行うものとする。
- (1) 車両の運転管理
- (2) 機関員等の健康状態及び運転免許証の携帯、有効期限及び区分の確認
- (3) 安全運転管理者との連絡調整

第3章 事故の防止と措置

(健康管理等)

第10条 機関員等は、関係法令を遵守し、自己の健康管理に努めるとともに、 健康状態の悪化から正常な運転ができないと判断したときは、速やかに安全 運転管理員を通じて安全運転管理者若しくは副安全運転管理者に申し出なけ ればならない。

- 2 前項の申し出を受けた安全運転管理者は、当該機関員等の状況を調査し、 速やかに所属長に報告しなければならない。
- 3 前項の報告を受けた所属長は、当該機関員等の交替等必要な措置を講じなければならない。ただし、夜間等で所属長不在時は、当直責任者が必要な措置を講ずるものとする。
- 4 機関員等は、交通違反により取締りを受け、警察機関から告知票・免許証 保管証の交付を受けたときは、速やかに安全運転管理者を通じて所属長に報 告しなければならない。
- 5 前項の報告を受けた所属長は、当該報告に係る処分の解除を確認するまでは、車両を運転させてはならない。

(車両の暴走防止措置)

- 第11条 機関員等は、車両の暴走を防止するため、次の各号に掲げる事項を 導守しなければならない。
 - (1) 車庫の内外を問わず駐停車して車両から離れるときは、パーキングブレーキを確実にかけるほか、必要に応じて車輪止めを施すこと。
 - (2) 駐停車する場合は、急勾配の場所を努めて避けること。

(車両の盗難防止)

- 第12条 災害出場及び部隊出向したときは、車両を無人にしてはならない。
- 2 業務上やむを得ず車両を無人にするときは、他の車両の通行の妨げとならない安全な場所を選定して駐車し、施錠を確実にしなければならない。この場合、指令課へ即報するものとする。

また、車庫内においても、確実に施錠を行うこと。

(機関員等の心得)

- 第13条 機関員等は、次の各号に掲げる事項を遵守し、安全運転に努めなければならない。
 - (1) 車両のエンジンキーを確実に保管すること。
 - (2) 発進時には車両の周囲の安全を確認すること。

- (3) 出場区域内の地理、水利等に精通すること。
- (4)降雨、降雪時は、視界不良とスリップ危険が大きいので、適正な速度で 運転すること。
- (5) 緊急車として特権意識を払拭し、無理な運転をしないこと。
- (6) 信号機がない交差点では、一旦停止するか、最徐行すること。
- (7)他の車両との危害防止を図るため、状況に応じて停止表示器等を活用すること。
- (8) 狭い道路及び後退時においては、必ず誘導員をつけること。
- (9) 運転技量の向上及び関係法令の研さんに努めること。

(事故発生時の措置)

- 第14条 車両の運行中に交通事故又は交通事故に至らない車両の接触(以下「交通事故等」という。)が発生したときは、次の各号に掲げる必要な措置を講じなければならない。
 - (1) 車載無線又は電話により、事故等の概要を所属長及び指令課に即報すること。
 - (2) 当該車両の運行を中止し、負傷者の救護及び道路における危害防止措置を講じること。
- 2 災害出場中に交通事故等が起きたときは、前項の措置を講じなければならない。ただし事故等の内容が人身事故を伴わないもので消防車両等の機能に支障がなく、道路における危害防止措置を要しない軽易な場合は、現場に職員1名を残す等状況に応じて必要な措置を講じなければならない。
- 3 機関員等は、車両の運転中に故障その他の理由により当該車両を運転する ことができなくなったときは、速やかに当該車両を安全な位置に移動させる 等必要な措置を講じなければならない。

(事故報告)

第15条 交通事故等の報告を受けた所属長は、直ちに状況を確認して交通事 故等送受信書(別紙様式)を作成し、各種図面等を添えて速やかに警防部警 防課を通じて副統轄責任者に即報するものとする。

2 所属長は、交通事故発生の日から3日以内に消防情報管理システムの車両 管理から事故調書に事故概要を入力して、交通事故発生報告書(第1号様 式)を作成し、車両を運転していた職員及び同乗者の交通事故てん末書(第 2号様式)原本及び各種図面等を添えて警防部警防課を通じて統轄責任者に 報告しなければならない。

ただし、職員の人的損害を伴う交通事故を除き、消防局に過失がなく、かつ、車両の修理のために総務企画局総務部庁舎管理課(以下「庁舎管理課」という。)で加入する保険の適用を必要としない交通事故については、この限りでない。

3 警防部警防課は、庁舎管理課事故処理担当者に交通事故概要を即報すると ともに、交通事故発生報告書を送付するものとする。

第4章 車両の運転

(機関員の報告)

第16条 所属長は、車両の正副担当機関員を命免又は変更したときは、車両 担当者表 (第3号様式) により統轄責任者に報告しなければならない。

(運転の資格)

第17条 車両(原動機付自転車を除く)の運転は、機関員及び所属長が認め た運転者とする。ただし、緊急自動車の運転については機関員とする。

(運転免許の管理)

第18条 安全運転管理者は機関員等の運転免許証の確認について、運転免許 証確認一覧表(第4号様式)で所属ごとに管理するものとする。

(災害出場時の要領)

- 第19条 機関員等は、災害出場するときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 庁舎前は、左右の安全を確認してから徐行して走行車線に入ること。
 - (2) サイレンを吹鳴し、赤色回転灯を点灯すること。

- (3)狭隘道路では安全かつ低速に走行し、無理な進入はしないこと。
- (4) 踏切の直前では必ず一旦停止し、左右の安全を確認した後に通過すること。
- (5) 見通しのきかない交差点及び踏切は、必要に応じて誘導員をつけて安全を確認した後に通過すること。
- (6) 信号機が赤色若しくは黄色を表示するときは、一旦停止若しくは最徐行 し、安全を確認した後に発進すること。
- 2 指揮者は、運転中の事故防止を図るため、機関員等に必要な指示と助言を 与えるとともに、拡声装置を十分に活用して、事故防止に努めなければなら ない。

(災害現場引揚げ時の心得)

第20条 災害現場引揚げ時は、一般交通規則を遵守するとともに、事故防止 に努めなければならない。

(呼称応答運転及び車両誘導)

第21条 車両の運行に際しての呼称応答及び誘導要領は、別表2から4のと おりとする。

第5章 安全運転管理委員会

(設置)

- 第22条 消防局に、安全運転管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。 (組 織)
- 第23条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、その構成は 次のとおりとする。
 - (1)委員長 警防部長
 - (2) 副委員長 消防局警防課長
 - (3)委員 副署長

(業 務)

第24条 委員会は、次の事項について調査審議するものとする。

- (1) 交通事故の原因の調査及び分析に関すること。
- (2) 安全運転の意識の向上及び教育訓練に関すること。
- (3) 交通事故の防止に係る情報提供及び情報交換に関すること。
- (4) 交通事故防止対策の方針決定及び徹底に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認める事項。
- 2 前項に規定する調査審議結果については、統轄責任者に報告するとともに 安全運転等に反映させなければならない。

(委員会の運営)

- 第25条 委員長は会務を総括し、会議の議長となる。
- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。(招集)
- 第26条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(関係職員の出席)

第27条 委員長が必要と認めたときは、所属長を通じて関係職員の出席を求めることができる。

(事務局)

第28条 委員会の事務局は、警防部警防課に置く。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年1月17日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月21日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

機関員 区分	機関員の要件	免許	主な該当車両
	大型自動車免許を有し、主に車両総重量8.0 t以上の車 を運転及び操作するため、2級機関員として1年以上従事し た者の中から所属長が任命した者(AT限定不可)	大型免許	はしご車 救助工作車 水槽付ポンプ車
	大型自動車免許、中型自動車免許(8 t 限定含む)及び準	中型免許	
2級	O t 未満の車両を運転及び操作するため、2級機関員審査に	中型(8t限定)	普通ポンプ車 非常用消防車
	合格した者の中から所属長が任命した者(AT限定不可)	準中型免許	
3級	空日期単光計(5 「限たさむ)及い普通日期単連転先計を有	準中型 (5 t 限定)	救急車 指揮車
O NIX	め 3級機関員案本に合放した者の中から所属長が任命した	普通免許	非常用救急車

[※]その他の車両の区分については、別に一覧表として送付する。

別表2 (第20条関係)

呼 称 応 答 運 転 要 領

	区 分			指揮者		機関員		隊員	備	考
	発 進		3	発進	2	発進よし	1)	乗車よし	指揮者の乗車を	おは全員な確認す
	対面信号(計	手)	2	通過よし	① ③	信号青 よし				
		緊	2	左右確認	1	信号赤				
交		急	4	徐行通過	3	左右よし			₩ # ±	4 TZ ∀ ν ν ν γ γ γ γ γ γ γ γ γ γ γ γ γ γ γ γ
差		走			(5)	よし			指揮を 員は機関	一及び隊
点	対面信号	行							貝は機関	
等	(赤)	普	2	止まれ	1	信号赤			イング 4年記	9 0
の		通			3	左右よし				
通		走								
過		行								
時	見通しの思	音かり	2	止まれ	1	一時停止			必要に	より隊
	交差点又は	ţ —	4	徐行通過	3	左右よし			員に誘導	させる
	時停止の標	票識			(5)	よし				
	がある交差点	点								
欧扫]を通過すると	・き	2	止まれ	1	踏切停止				
ш	. c Yii Yii A C	٠٠.	4	よし	3	左右よし				
その	他必要なとき	Š	(存	可)	(化	列)	(例)		指揮者	おは必要
			左後	後方○○注意	00)注意	左後力	7○○注意	により隙	対員に誘
							004	ンチ通過	導させる	

備考

- 1 ○数字は呼称順序を示す。
- 2 機関員等は別表に示す安全確認を、適切かつ確実に行うとともに、呼称に 努めなければならない。
- 3 指揮者及び同乗者は、呼称確認に協力しなければならない。
- 4 機関員は同乗者がいない時でも呼称し運転すること。

別表3 (第20条関係)

車両誘導要領

	誘導	草方法	手動作	警笛	肉声・拡声器の活用
	誘導	 算開始	両手を高く上げ、手	ピー	開始「オーライ」
			のひらを進行方向に	長笛一声	
誘			大きく動かす		
	前法	進又は後	片手を高く上げ、手	ピピ	間隔を開けた
	退了	ける時	のひらを進行方向に向	短笛二声	「オーライ」の連呼
			け、大きく動かす。		
導	側	左右に	片手を高く上げ、手	ピピ	間隔を開けた
	方	寄せる	のひらを寄せる方向に	短笛二声	「オーライ」の連呼
		時	向け、大きく動かす。		
	車同	両が路肩	片手を高く上げ、手の	ピッピッピッ	言葉を速くし
合	又	は障害物	ひらを進行方向に向	連続短声	「オーライ」の連
	にi	丘づいた	け、小さく振る。		呼 (距離をいう。あ
	時				と〇〇センチ)
	停」	上する時	両手を高く上げ、手の	ピー	「ストップ」
図			ひらを機関員に向け	長笛一声	
			る		

備考

- 1 誘導は、原則、複数の職員を車両前後に配置する。
- 2 誘導位置は、機関員が誘導員を確認できる位置とする。
- 3 誘導は手動作と、警笛又は肉声等を併用する。
- 4 警笛は、停止させる位置から概ね2mの地点から短笛を連続するとともに、余裕をもって停止の合図を行う。
- 5 誘導車両が複数あるときは、各機関員に誘導する車両を指示し、1台ずつ誘導する。
- 6 誘導員は、地形、障害物の確認だけでなく、周囲の歩行者、車両等の動向にも注意して、自らの安全を確認し誘導する。
- 7 機関員は、自ら車両の周囲を確認後、誘導員の誘導を受けること。
- 8 機関員は、誘導員の合図が途切れたり、不明瞭な場合は、直ちに車両を停止させ 状況を確認する。

発進時呼称応答要領

	小隊長	機関員	隊員
	①「乗車確認実施」	②「よし」	②「よし」
乗車準備	①「車庫シャッター開放よし」 又は①「車庫シャッター開放にあっては○番員」	③「車庫シャッター開放状況よし」	②「よし」 ※車庫シャッター開放指示 を受けた隊員は開放後 ②「車庫シャッター開放よ し」
	①「周囲の確認」 ②「開口部閉鎖よし」 ③「収納状況よし」 ④「車両一巡よし」	②「前方よし」 ③「車両下方よし」 ④「車両一巡よし」	②「はしご収納よし」 ③「車両右側(左側)よし」
乗車指示	①「乗車」 ※隊員の乗車を確認した後 ②「後方よし ドア開放」 ③「乗車よし」	②「よし」 ③「車輪止め解除」 ④「後方よし ドア解放」 ⑤「乗車よし」	②「よし」 ③「後方よし ドア解放」 ④「乗車よし」
発進準備	①「発進準備」	②「警告灯よし」 ③ミラー確認「右よし左よし」 ④「エンジン始動」「始動よ し」 ⑤「窓開放よし」 ⑥「発進準備よし」	②「窓開放よし」 ③目視「右(左)よし」 ④目視「右(左)後方よし」 ⑤「準備よし」
発進	①「発進」	②「よし」 ③ミラー「右よし左よし」 ④目視「右よし左よし」 ⑤「前方よし」 ⑥「発進」	②「よし」 ③目視「右(左)よし」 ④目視「右(左)後方よし」

別紙様式

			担任	主任	係長	課長	部長								
	交 通 事	故	等 送 9	全信 書	 										
		<u> </u>													
	受信年月日 平成 年 月 日 受信者 消防局 課 係														
	発信者		床 床												
1.	発生日時 平成 年 月	日	時	分頃											
2.	発生場所 市 区														
3.	本市側 車名	年式		登録者	番号										
	氏名		()歳											
4.	相手側 車名	年式		登録者											
	運転者氏名		()歳 [
所有者名 電話															
	□ 車両対車両 □ 車両単独	□車	両対人身	□ 車両	可対物件	□ <i>20</i>)他								
事改	女概要														
	平成 年 月 日 時	分			r v	s/s/ b									
	庁舎管理課 事故処理担当				氏へ連	· 格									
届出	」警察署 <u> </u>														

										担任	=	主任		係	長		課長		部	長	j	—— 司長	:
消	防力	司 長	長 様		交	通	事 故	Ź	 発 <i>。</i>	主 幸	程	告	‡	<u> </u>		 川泊 Z成		第 年 署	(部	 月 県・			
発生	三所属				1	牛 名																	
発生	日時	平原		 年 丿	1	日 (曜	日)	F	寺	分頃	į	天	候	ri-	F	青	曇	雨	ĵ f	雪		
発生	上場所																						
事故	の種類		対車両	衝突	耳		相互	そ	の他	転倒	ı	路外	車 外逸	両	崖		独		この			踏	刃
		登録	番号						車種		1								年:	式			
本市	う側の	運	住所							免	番号			1	1			ı	ı	ı	1		
車両	可及び	転	氏名					_ (歳)	許	種												
運転	云者等	者	所属	識名				()	証	別	大型	中型	準中型		大特	自動二輪		け ん 引		中型二	普通ニ	
		登	录番号	-			車和	Ĺ									•	2	年三	ť			.1
	手側の	運転者	住所_				(歳)	 職業	 TEL					(
	可及び 云者等	所有者	住所 <u></u> 氏名						歳)							(-)						
	人	本市相手	の別	死傷	島者	行氏名	年齢	静	職業		Ē	主所	:			,	傷症	5名				台療 込期	
損		市市市																					
害	身		• 相																				
ロ	3	市																					
		市	• 相																				
程度	物		両	本市側	則 円	相 手側 円 円		合	計 		本市												
										一層													
	件		か他計		円円	<u>円</u> 円			F.		相手												
届出	警察署			带	察	署 担当	á													病	(臣	€)	院

第1号様式(2)

	状況
事	
故	
0	
状	
況・原	原因
因	
	中 場に 平たん・ 直線・曲線の別 路面の種類 路面の状態 見通状況 路面の
道	市 制限
道路の状況	
況	
現	
場	
の	
略	
図	
	「乗用車、ライトバン、トラック、バス」 「オートバイ」 「自転車」 「機断歩道」 「ガードレール」 「スリップ痕」
記	本市 市 市 本市 (市) (停止、接触) (適能) ■■■ (適能)
入	(停止、接触) (過程) 相手 相 相手 (相) 「人」 -・-・-・・ + 計計計計 (日)
要	(停止、接触) (過程) 「衛上線」 「電柱」 「道路巾員」 一 M
領	「信号機」 「樹木」 「麻叫進行方向」

[注意事項] 「現場の略図」を記入の際 方向記号を記入のこと、その他必要事項は適宜記入すること。

こと。 〔添付書類〕 1.事故現場の写真 2.事故開係職員のてん末害 3.損害見積額 4.負傷者の診断書等

※事故処理の経過及び所属長の意見は別紙にて報告のこと。

>1V = V	1.3.1.										
			交	通事故	てん末	書					
								平成	年	月	日
消	防局長	様									
							所職氏	·			— — 印
	Γ	T						和 <u>_</u>			⊢11
事故発生	日時		平成	年	月	目	FI.	望日	時	分頃	
発 生	場所										
事故	発生車両	車種			登銀	录番号			年式		
私は											

								継	坦	計	終 i	目i	Fā	<u> </u>	日出	4 表							<i>19</i> 0.		_	<u>·</u>	拓	要	3年 省
_	=-	車	画	名	· 種	別		ا بحرا	<u> </u>	E/J 1	<u>ジ</u> 警	<u>穴</u> 防	上 第	5 1	<u>—</u> 誤	122						4	<u> </u>	防	第	2	<u>」 // J</u> 課		
署	別	車	両	名	種	別	正	担	当	者	副	担	当	者	副	担	当:	者	正	担	当	者	副	担	当	者	副:	担当	5 者
											\vdash							_											
L					L						L																		
											\vdash							_											
_																		_											
																		\dashv											
-																		_											
																		_											
																		_											
											T																		
																		+											
					\vdash						\vdash				\vdash			\dashv											
\vdash					\vdash						\vdash				-			\dashv											
<u> </u>					-						\vdash				-														
											lacksquare																		
											_							ļ											
																		7											
																		\dashv											
					\vdash						\vdash				\vdash														

① 1級機関員 ② 2級機関員 ③ 3級機関員 大型車 台 中型車 台 普通車 台 軽自動車 台 計 台 (機関員定数) 1級 人 2級 人 3級 人計 人 (機関員現員) 人 2級 人 3級 人 計 人 1級 1課 2課 (課別配置数) 1級 人 人 日勤 計 2級 1課 日勤 2課 3級 1課

2課

日勤

計

			+※ 88 52 // *		免許(0種類		条件	
氏	名	有効期限	機関員等 の区分	大型	中型 (8t)	準中型		普通	AT•眼鏡等